

参加者

各国会議代表者

オーストラリア連邦	Mr. Zhen-Dan Bao
バーレーン王国	Mr. Mohamed Ali Ahmadi
ブラジル連邦共和国	Mr. Leonardo Kajioka Nardon
カナダ	Mr. Louis Pierre Beauregard
チリ共和国	Ms. Karla Marión Cortés Jopia
コスタリカ共和国	Mr. Alonso Andres Villalobos Laurent
エクアドル共和国	Ms. Margarita Chatten
エジプトアラブ共和国	Ms. Vitta Abdel Rehim Ibrahim Ahmed
フィジー共和国	Ms. Prem Lata
ギリシャ共和国	Mr. Konstantinos Tsigkaras Konstantinidis
インド	Mr. Ravi Chopra
日本国	齋藤珠恵 (IYEO)
ケニア共和国	Mr. David Warobi Mbatia
メキシコ合衆国	Mr. Jose De Jesus Ruiz
ニュージーランド	Ms. Dana Jane MacDiarmid
オマーン国	Mr. Ahmed Alhooti
ペルー共和国	Ms. Gina Pamela Pancorbo
ソロモン諸島	Mr. Patrick Paul Amao
スペイン	Ms. Almudena Ramos Martin
スリランカ	Mr. Nipuna Tharuka Wachchi
民主社会主義共和国	Hannadige
スウェーデン王国	Mr. Karl-Gunnar Ingvar Eriksson
タンザニア連合共和国	Dr. Kissui Steven Kissui
トンガ王国	Mr. Lokuvalu Leha
トルコ共和国	Ms. Gül Ekşi
アラブ首長国連邦	Mr. Nasser Mohammed Al Zaabi
英国	Mr. Dylan George Butler
ベネズエラ・	Mr. Edwin Enrique Solorzano
ポリバル共和国	Castillo
イエメン共和国	Mr. Yousef Abdulkarem Abo Taleb

日本青年国際交流機構

大橋 玲子

実行委員

中村 雅人
品川 優
太田 梢
正田 美鳩
池田 隆行
大城 隆晃

議事録

Mr. Jaime Collado, Jr.
福田 美穂

議事録

第1日目(2013年3月18日)

1. 会議出席者の紹介、オリエンテーションと会議規則
大橋玲子日本青年国際交流機構(IYEO)副会長が会議参加者一同を歓迎し、「世界青年の船」事業の今後について背景となる情報やIYEOとしての取組の経過報告を含めて簡単に説明した。ただし、この情報についてはまだ決定事項ではなく、内閣府から公式な発表がされてから事後活動組織のメンバーに公開される。また大橋副会長はこの1週間の会議に当たり、事後活動組織の代表者たちに一丸となって「世界青年の船」事業とその同窓会組織を国際的に強化するための提案について話し合ってもらいたいと要請した。

その後、各出席者は自己紹介を行い、日本代表の齋藤珠恵氏より本会議を開始するに当たって出席者間で決めるべき事項、特に「世界青年の船」事後活動組織(SWYAA)の組織体制の再建について説明があった。全会一致により、本会議出席者は全員が議論に参加できるが、ただし投票の際は一国一票とすることに全員が合意した。「オブザーバー」として参加している実行委員については投票権を持たず、齋藤氏が日本青年国際交流機構(IYEO)を代表して議決権を有する。

2. 本会議の議題とスケジュールについて

日本代表の齋藤珠恵氏より東京連絡会議の議題とスケジュールについて説明があった。

本会議で話し合われるべき項目は以下のとおりである。

- ・ 議題 1 - 「世界青年の船」事業の現状と今後について
- ・ 議題 2 - SWYAAの国際的な組織の再建 - SWYAAを国際組織として再建し、SWYAA国際連盟憲章を採択する
- ・ 議題 3 - SWYAAとしての社会貢献活動について
- ・ 議題 4 - 会議参加者より提案された議題について

また、会議のスケジュールに関して、齋藤氏より以下の説明があった。

- ・ 各国のSWYAAは、2日目(3月19日)の内閣府で

の会議において各国の取組について3分で発表する。印刷された資料を内閣府に渡し、もしパワーポイント、ポスター、映像などの映像資料を使用したい場合には使用できる。

- 各国の発表の後、内閣府担当者との質疑応答の時間となる。質疑応答セッションのスムーズな運営のため、各国代表者は質問したい事項を事前に共有し、内閣府の事前準備のために前もって内容を送ることとする。
- 内閣府における表敬訪問では、メキシコの代表があいさつをする。
- 表敬訪問後、内閣府主催の歓迎レセプションが予定されており、お礼のあいさつや写真撮影が行われる。
- 3日目（3月20日）には、各国代表者は国立オリンピック記念青少年総合センターにて、一般の方や既参加青年の前で各国の具体的な取組事例についての発表を2分で行う。この発表では各国の事後活動組織がどのような取組を行っているのか聴衆に伝えることが目的となる。各国、特筆すべき一つの事例を取り上げ、それを詳しく説明し、その後の分科会のテーマに沿った内容（教育、青少年育成、など）に分けて発表する。
- 国立オリンピック記念青少年総合センターで開催するランチパーティーにおいて、各国が持ち寄った物でチャリティオークションを開催することを会議代表者が提案した。オークションで集めた寄付は東日本大震災被災者へIYEOを通して寄付する。
- 3月22日にアラブ諸国の6か国の代表が小池百合子環境大臣への表敬訪問をする予定（バーレーン、エジプト、オマーン、トルコ、UAE、イエメン）。

3. 議題1 - 「世界青年の船」事業の現状と今後について
吉田真晃参事官補佐（青年国際交流担当）よりSWYAA代表者への歓迎のあいさつがあり、会議に際して内閣府が期待すること、例年よりも招へい国数を増やした背景について説明があった。また「世界青年の船」事業についての最近の動向や今後の内閣府としての取組について説明があった。また、吉田参事官補佐からは、現政権においては、安倍総理を含め、「世界青年の船」に対する評価・支持が高いとの話があった。

2013年度については、内閣府は「グローバルリーダー育成」事業という事業を実施する予定である。この事業は、「世界青年の船」事業の趣旨を踏まえつつ実施するものの、予算的な制約もあり、「世界青年の船」とは別の名前で、別のコンセプトも取り入れながら実施するものである。事業の骨組みは

決まっているが、今後、細部について更に議論した後、決定する予定である。SWYAAには、この事業の実施に関して、内閣府と協力していただきたいという話もあった。

また、吉田参事官補佐からは、各国のSWYAAはこれまでと同様に社会貢献活動を続け、広めてほしいという話があった。各国の事後活動組織が行ってきた様々な社会貢献活動がまとめられたことで、「世界青年の船」事業も評価されている。

大橋副会長から補足説明として、なぜ次年度の「グローバルリーダー育成」事業が「世界青年の船」事業と呼ばれないのかについて、背景となる情報を含めて説明があった。説明では、このプログラムはリーダーシップに特化しており、「世界青年の船」事業ほどの多様性のあるプログラムを組むことは難しいと予想されることが言及された。また大橋副会長は、内閣府とIYEOは「世界青年の船」事業の復活に向けてロビー活動を展開しているが、事後活動組織が世界中ですばらしい成果を見せていくことで更にその活動を支援することができると述べ、そのためにも事後活動組織が一つの国際的な組織としてまとめ、認識されることが必要なだと説明した。加えて、大橋副会長は「グローバルリーダー育成」事業の参加青年は各国のSWYAAの仲間として迎え入れられることを説明した。

これに対しSWYAAの代表者たちは、感謝を述べるとともに、予算的な要素も含め、何か支援できることがあればしたいと申し入れた。

さらに、参加青年の選考プロセスに関して、メキシコ代表が第25回「世界青年の船」事業の選考で採用した3段階選考プロセスについて共有した。このプロセスは、参加青年が事業終了後も社会貢献活動に積極的にかかわっていくかどうかを確認できる方法であった。ほかの事後活動組織からも各国の状況に合わせてそのような方法も検討していくことが提案された。また、事後活動組織が自国政府に認識され、プログラムの準備段階から積極的にかかわりを持てる関係を築くためにも、政府が彼らの活動に気付くような社会的存在感を示すように努力し続けてほしいと要請があった。

4. IYEOの活動に関する説明

SWYAAの代表者が日本側の窓口について理解するために、大橋副会長からIYEOの歴史、活動、組織体系及び現在の取組について説明があった。現在、IYEOは国内外でプログラムを行っており、国内のプログラムで特筆すべきプロジェクトとしては、東日本大震災被災地支援プロジェクト、IYEOチャレンジファンド、SSEAYPインターナショナル総会（東

京)などが挙げられた。また国際的なプロジェクトとしては、スリランカの事後活動組織と協力しながら進めている「One More Child Goes To School」プロジェクトが挙げられた。また、IYEOは独自のミッションを策定し、活動目標についても毎年話し合いによって決めており、2013年は特に社会においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を目標に掲げている。1961年に設立され、8地域47都道府県に支部があり活動している。また設立後50年以上経過しているが、11,000名を超える名簿を把握しており、その事実もIYEOという組織の高い評価につながっていると言える。

また、大橋副会長からは、内閣府が実施する青年国際交流事業が事後のネットワークを大切にすると意味で特色があるという説明があった。内閣府の事業への参加条件については1959年に事業が開始した時からはっきりと表現されており、社会貢献活動に対する志を持っており、事後活動を含め事業参加後も活動を続けていきたいと思っている青年であるという話があった。

5. 内閣府との懇談の準備

ブラジル代表のLeonardo Kajioka Nardon氏の進行のもと、会議参加者は3月19日の内閣府担当者との質疑応答の時間に質問したい内容と提言について以下のとおりまとめた。

- 寄港地活動の受入国となることに関し、参加国は事前に希望を提出することは可能でしょうか。そうすればSWYAAは積極的に後押しし、母国政府の支援が得られるように動いていくことができます。また、事前に候補となる国に連絡をもらうことは可能でしょうか。(カナダ)
- 地理的に近い国(例:中東諸国)で寄港地活動を持ち周りで担当するような仕組みが作れませんか。(オマーン)
- 寄港地となることを希望する場合、内閣府の誰にコンタクトし、どうアプローチしたらいいのでしょうか。(ギリシャ)
- 内閣府は「世界青年の船」事業の成果としてどのようなものを期待しているのでしょうか。(ペルー)
- SWYAAは日本と参加国の外交的関係の強化に対してどのような貢献ができますか。(ペルー)
- SWYAAが内閣府から認証のようなものを正式に受けることはできませんか。(イエメン)
- SWYAAの参加青年の選考過程への参加を可能にする若しくはNLを既参加青年から選出するために、内閣府が関係国と連絡する際に「望ましい」「推薦する」といった表現よりも強い言葉を使うことは可能でしょうか。(エジプト)

- 内閣府が各国の参加青年の選考プロセスの基本となるガイドラインを作ることはできますか。(スリランカ)
- 2013年度に実施予定の「グローバルリーダー育成」事業に関して、プログラムが「世界青年の船」事業と深いかわりがあることについて言及することをお願いしたいです。またSWYAAが選考プロセスにより積極的にかわることについても強調していただきたいです。(エジプト)

また、代表者たちは本会議の議題として以下の項目を加えることについても合意した。

- 成果を測るための指標やアクティビティの基準のようなものを作ること。
- 国際大会(GA)の開催地を決めるときのシステムや基準。
- 既参加青年をどのようにやる気にさせるかについて。

6. 議題2 - SWYAAの国際的な組織としての再建

日本代表の齋藤珠恵氏より、本会議にこの議題を含めた背景についての説明があった。組織の発展段階の違いやメンバーの人数の違いがあるが、現在46か国がSWYAAの設立を表明している。しかし、「世界青年の船」事業の継続についての議論がされていた際、SWYAAが国際的な組織であり、加盟国がどこである、と明確に言うことが難しかった。また、昨年トルコでの会議の際、SWYAAを国際的な組織にすれば、今後同様の議論になった際にSWYAAとして組織的に発信できるようになるという話があった。これらが発端となり、SWYAA憲章の草案を改めて作成し、この東京連絡会議にて代表者の確認の上承認していきたいと考えている。この憲章案は国連憲章や「東南アジア青年の船」事業の国際連盟憲章を参考にし、内閣府と大橋副会長とも相談しながら齋藤氏が草稿として作成したものである。組織構成としては、SWYAA国際連盟は各国SWYAAの連合組織であり、各国SWYAAをまとめ、管理する組織ではない。

スウェーデン代表のKarl-Grunnar Ingvar Eriksson氏の進行のもと、代表者たちは添付した変更案にあるとおりの修正をすることに加え、以下の項目にも合意した。

- 代表者たちは憲章の草稿を議論し、必要な修正を加えること。
- SWYAA国際連盟は各国SWYAAが同等の地位を持つ形で加盟する組織とし、各国組織を管理するような組織ではないこと。

- 憲章の項目で更に詳しい説明や情報が必要なものについては、施行規則としてまとめること。

第2日目（2013年3月19日）

7. 各国からの報告

冒頭、吉田真晃参事官補佐（青年国際交流担当）より内閣府への歓迎の言葉があった。内閣府担当者との会議はこの東京連絡会議における公式行事となっている。

次に久津摩敏生参事官（青年国際交流担当）より代表者たちに向けてあいさつを行った。「世界青年の船」事業から得た経験、知識、気付きをもって社会への貢献をしている代表者たちに敬意を示すとともに、第25回「世界青年の船」事業の既参加青年たちから事後活動に向けての強い思いを聞いていることや、「世界青年の船」事業の継続に向けてIYEOや世界中の既参加青年たちから多大なる支援をいただいたことについても触れた。また内閣府としては、継続を目指すだけでなく更なる事業の発展を目指しており、社会において「世界青年の船」事業の成果を広めるためにも、代表者たちには社会への働きかけや、各国の青年たちをリードすることを続けてほしいと話があった。最後に会議の成功と各国代表の今後の成功を願う、という言葉で締めくくられた。

次に、内閣府側の担当者と事後活動組織の代表者たちの紹介が行われ、各国からの活動報告が行われた。発表は各国の事後活動組織の簡単な紹介や歴史と現在行っている社会貢献活動についてであり、それぞれの発表の要旨は以下のとおりであった。

オーストラリア：

- ブリスベンの洪水被害者のためにAUS\$1,240を集め、寄付をした。
- 第3回SWYAA国際大会の受入れをし、その際にファンディングディナーを開催した。
- 東日本大震災被災者のための募金活動を行い、AUS\$10,000を集め、寄付をした。
- SWYマイクロファイナンスプロジェクトとしてKIVAというオンラインでのローンの仕組みを活用し、オーストラリア既参加青年が参加して世界中の人々を支援している。

パーレーン：

- 第6回SWYAA国際大会を開催し成功を収めた。
- 第25回「世界青年の船」事業の参加青年選考の広報活動、選考プロセス及び出航前研修にかかわった。

ブラジル：

- 献血キャンペーンを展開し、SWYAAメキシコとも連携している。
- SWYAAメキシコとは第25回「世界青年の船」事業のメキシコ訪問に際しても協力した。
- 第21回「世界青年の船」事業の既参加青年のKristine Edith Morton氏との合同プロジェクトとして、青年グループのブラジル、サンパウロ市の訪問を実施した。
- ペルーで開催するSWYAA国際大会に協力した。

カナダ：

- 公式、非公式の様々な同窓会を主催。
- 宮城県石巻市の東日本大震災被災者のための募金活動を行い、IYEOに\$16,500を寄付した。
- SWYAAメキシコのメンバーと共に「Sports-in-a-box」プロジェクトを始めた。

チリ：

- 「Learning to See Arts」プロジェクトを実施。
- 「Dancing for Fun」プロジェクトでは、SWYスピリットをいかし、伝統的ダンスを人々に教えている。

コスタリカ：

- 日本国大使館や政府と協力し、第25回「世界青年の船」事業を広報し、ナショナル・リーダーや参加青年の選考にもかかわった。
- 東日本大震災の被災者のための募金活動を行った。
- 新しいSWYAAコスタリカのサイトを作成した。
- 日本国大使館及び他団体と連携して日本文化を広めるプロジェクトを実施。

エクアドル：

- 日本領事館に協力して、2013年2月にグアヤキルで開催された「日本文化週間」の活動を広めるプロジェクトを実施。
- 「私たちの心を日本のために」という意味の「Nuca Shungo」という名前で、東日本大震災孤児支援のためのボランティアグループをケチュアで組織した。
- 2013年2月にはカルフォルニア州オレンジのチャップマン大学にて開催された第3回日本学術振興会米国同窓会分野横断型科学フォーラムで、SWYAAエクアドルが協力して、日本人の既参加青年の角谷快彦氏にゲストスピーカーを依頼した。

エジプト：

- エジプトの事後活動総組織（EASWY）の理事会には6人の役員がいる。

- 2010年には第4回SWYAA国際大会を企画し、受入れをした。
- 非公式な国際同窓会を開催した。
- 「ホームステイ+1」プロジェクトを実施した。
- 日本国大使館が開催した第9回「日本・エジプトネットワーク（JEN）オープン・サロン」に協力した。
- 日本国大使館の行う日本文化普及のイベントにも参加した。
- カイロにあるアメリカの大学にて、グローバル写真展覧会を開催した。
- 出発前研修のツールを開発し、研修を実施した。

フィジー：

- 植林活動や自然保護活動を行い、小さな「世界青年の船の森」を作る活動をしている。
- 幼稚園のプロジェクトとして、地元版の「One More Child Goes To School」プロジェクトを行っている。
- スポーツイベントや音楽のコンテストなど、人々の健康や人材の発掘につながる活動を行っている。
- サイクロン被害にあった人々への支援活動を行った。

ギリシャ：

- 「ホームステイ+1」プロジェクトを行っている。
- 国際的な同窓会を開催。
- 日本の東日本大震災被災者のための支援活動を行った。
- 世界の医療団を支援した。
- SWYAA ウェブラジオの運営をしている。
- 青年ボランティアキャンプをティノス島で行った。
- 世界一大きな折り紙を作るイベントに参加し、ギネス記録を作った。

インド：

- 日本の大学のスタディツアーに協力し、東洋英和大学の学生たちがインドを訪れた際に受入れをした。
- 日本とインドの文化交流を促進している。
- 「オープンスクール」として貧困層の子供たちの支援を実施。
- 日本の大学生の支援を受け、日本語のクラスを子供向けに行った。
- 日本とインドの友好親善のグループを設立した。

ケニア：

- 第25回「世界青年の船」事業参加青年のオリエンテーションにかかわった。
- 「サポート・ケニア・プロジェクト」や「Tupendane」のプロジェクトを立ち上げた。
- SWYAAケニアの同窓会を開催した（2012年）。
- ナイロビにある日本国大使館との連携も強化している。

- アフリカ・日本の文化祭に参加した。

メキシコ：

- 「世界青年の船」事業参加青年の選考プロセスを見直し、より社会貢献に積極的な青年を選抜するように改善した。
- SWYAAの組織体制を整えるため、ウェブサイトを作ったり、メンバーの活性化に力を入れたりしている。
- 日本国大使館とも連携を強くしていき、文化事業を広めたり、メキシコへの関心を高めたりするために、より良い協働ができるように努めていきたい。
- ほかの国の同窓会組織との共同プロジェクトを実施した。

ニュージーランド：

- 植林活動など、環境保全に力を入れた活動をしてきた。
- 第25回「世界青年の船」事業参加青年の選考や事前研修にもかかわった。
- 青少年育成省やIYEOとの連携を強めてきた。
- メールデータベースやFacebookページ、ウェブサイトを使った既参加青年同士の交流を強めている。
- 同窓会を開催したり、寄港地活動などを実施したりしてきた。

オマーン：

- 東日本大震災被災者への募金活動を実施した。
- オマーン・日本友好協会や日本国大使館とも協力している。
- 日本や日本文化の理解を目的とした活動を支援している。
- 日本とオマーンの友好を記念した40周年記念のイベントにも参加し、日本国大使館やオマーン政府とも協力している。
- ラマダンの時期に献血活動にも参加した。

ペルー：

- 日本国大使館と3回の会合を開いた。
- 「Learn Live Love」というヨーロッパとラテンアメリカの共同ボランティアプロジェクトを実施している。
- HIVの子供を支援するための募金活動としてコンサートを行い、寄付をした。
- 「ホームステイ+1」プロジェクトに日本人が2人参加。
- 2013年に開催するSWYAA国際大会に向けた準備をしている。

ソロモン：

- 「世界青年の船」事業の選考プロセスに参加し、出

航前の研修も行った。

- 国内の同窓会を開いた。
- 日本やほかの国からの訪問者に対してホームステイを手配した。
- ホニアラ市の清掃活動。
- それ以外にも個人の活動として伝統音楽を教える活動などもしている。

スペイン：

- 2012年に国際同窓会を開き、40名ほど集まった。
- 「世界青年の船」事業の説明会に協力。
- 2011年の津波から1年目を迎えたので、バルセロナで募金活動を開催し、1,700ユーロを集めて日本赤十字社に寄付した。
- 俳句を読んだり、日本語のワークショップを開催したりした。
- ベンバルプログラムをアリゾナとスペインの間で行っている。
- 日本料理や漫画、茶道といった日本文化を学ぶワークショップなどを行っている。
- 東日本大震災の被災者を支援する本と手工芸品の頒布プロジェクトに協力し、日本人既参加青年が送ってくる工艺品を販売し、その収益を被災者に還元する予定。

スリランカ：

- IYEOとの連携により「One More Child Goes To School」プロジェクトが広がりを見せ、現在60人の児童を支援している。
- 寄港地活動では政府とのつながりを持ちながら企画側としてかかわった。
- 寄港地活動では参加青年が地域に貢献した。

スウェーデン：

- ノルウェーやフィンランドと共に北欧の同窓会を開催し、広島原爆に関するイベントで折り紙のワークショップを開催。東日本大震災被災者への寄付を集めた。
- 5か国が集まった小さな同窓会をストックホルムで開催した。
- スウェーデンに来る既参加青年のホームステイの斡旋を行った（「ホームステイ+1」）。
- 交換留学生としてスウェーデンに来た学生のサポートを行った。
- 現在は更に活動を活性化するため、SWYAAの改善に努めている。

タンザニア：

- 政府や日本国大使館と連携し、活動している。

- 助けを必要としている人々に向け、ボランティア活動をしている。
- 青年のリーダー育成やエンパワメントにつながるような研修を実施した。
- 毎年12月にユースキャンプを開催している。
- 日本からボランティア活動を希望して来るインターンを支援している。
- 同窓会を開いたり、既参加青年のホームステイ手配をしたりした。

トンガ：

- 第21回「世界青年の船」事業の寄港地活動は、政府の協力なしで、寄港地活動を企画した（経費も負担）。
- 日本国大使館がトンガにもでき、大使とも面会した。
- トンガに来る既参加青年たちを歓迎した。

トルコ：

- 小規模ながら国際同窓会を開いた。
- 「What is Happiness」プロジェクトを国内外で実施した。
- NGOの活動に参加した。
- 日本人会との連携を強め、活動している。
- 第25回「世界青年の船」事業のトルコ訪問に対する企画・実行に携わった。

UAE：

- アブダビでの同窓会を開催した。
- 近隣諸国を訪問し、彼らの活動を支援した。
- 「ホームステイ+1」プロジェクトを行った。
- 第25回「世界青年の船」事業の出航前研修を実施し、ナショナル・リーダーの選考にもかかわった。

英国：

- 団体の組織を見直し、憲章も改訂中。
- 小規模の同窓会を開催した。
- ランドローバー救急車をモンゴリアラリー2011に寄付し、そのつながりで集めた支援金をアムネスティ・インターナショナルへ寄付した。
- ケニアの「Tupendane」プロジェクトと今後連携する。

ベネズエラ：

- 文化的な多様性の価値を認める活動を地域で展開して、子供たちの支援をした。
- 寄付を集めて学校の備品や薬を寄付して学校を支援した。
- 日本国大使館との連携を強めている。
- 献血活動の実施。

- ・ 郊外の支援を必要としている地域に寄付を行った。

イエメン：

- ・ 献血活動を行っている。
- ・ 日本国大使館と連携し、日本文化ウィークでの活動に参加。
- ・ 市長主催の町の清掃活動に参加。委員会メンバーに2人の既参加青年が加わっており、20万人のボランティアが参加するイベントとなった。

また、トルコ、スリランカ、ニュージーランド、メキシコ、パーレーンからは第25回「世界青年の船」事業で日本参加青年が各国を訪れた時の日程と事後活動組織の取組についての共有があった。吉田参事官補佐は、すばらしい手配、準備、もてなしに対して事後活動組織に感謝の意を述べた。

8. 内閣府との質疑応答

- ・ 寄港地活動の受入国となることに関し、参加国は事前に希望を提出することは可能でしょうか。そうすればSWYAAは積極的に後押しし、母国政府の支援が得られるように動いていくことができます。また、事前に候補となる国に連絡をもらうことは可能でしょうか。（カナダ）

吉田真晃参事官補佐：二つの理由から実現は難しいです。寄港地の決定は予算によるところが大きく、毎年変わるので事前に決めるということが難しいのです。また、「世界青年の船」事業は日本政府が主導で行っている事業であり、各国政府との間での事業であるため、寄港地の決定は候補国の政府と内閣府との交渉の結果決定していくので、私たちも相手国政府が提案を受け入れるかどうか事前に明言できないところもあります。とはいえ、寄港地活動・訪問国活動に関する交渉に際しては、皆さんからの支援が必要なこともあります。これまでは日本国政府がすべての費用を負担してきましたが、将来的にはその点についても、ほかの政府との連携を考えていく可能性もあります。

- ・ 寄港地となることを希望する場合、内閣府の誰にコンタクトし、どうアプローチしたらいいのでしょうか。例えば来年度の「グローバルリーダー育成」事業に対して希望する場合はどうしたら良いのでしょうか。（ギリシャ）

吉田真晃参事官補佐：こちら同様に、政府間での交渉をしていく予定ですが、もし受入れを希望するのであれば、文書でその旨をIYEOが日本国大使館に提

出いただくことができます。ただ、決定に際しては安全面や港の状況、日本国大使館の協力が得られるかなどの要素も考慮した上での決定となることを御了承ください。

- ・ そのような要素を考慮した上で、地理的に近い国（例：中東諸国）で寄港地活動を持ち周りで担当するような仕組みが作れませんか。（オマーン）

吉田真晃参事官補佐：まずは、「世界青年の船」事業をどの規模でできるかが定まってから、予算の範囲内で寄港地をどうするかということになります。寄港地国の選定等の方法は、これまでいただいた御提案も考慮しながら、今後、検討していきたいと考えています。

- ・ 内閣府は「世界青年の船」事業の成果としてどのようなことを期待しているのでしょうか。（ペルー）

久津摩敏生参事官：主に三つのものがあり、外交的要素、人材育成的要素、そして人的ネットワークの要素です。「世界青年の船」事業は日本の青年のためだけに存在しているわけではなく、ほかの国の青年たちの成長も目指しており、日本青年と外国青年の強いつながり、ネットワークが続き、社会へ貢献し続けてもらいたいと考えています。

- ・ SWYAAは日本と参加国の外交的関係の強化に対してどのような貢献ができますか。（ペルー）

久津摩敏生参事官：日本文化の普及や様々な文化交流プログラムを企画したり、参加したりするなど様々な方法があると思います。日本国大使館と連携し、情報を共有するようにしてください。また「世界青年の船」事業のネットワークを活用していくこと、つまり既参加青年同士のコミュニケーションを活発にとること、それも外交的な貢献と言えます。

- ・ SWYAAが内閣府から認証のようなものを正式に受けることはできませんか。（イエメン）

久津摩敏生参事官：もしそのような認証が必要だと言うことであれば、個別に対応したいと考えています。

吉田真晃参事官補佐：補足になるが、SWYAA国際連盟ができ、メンバーとして加盟することになれば、内閣府として、SWYAAとして認知していることを示す文書を出しやすくなると思います。

- SWYAA参加青年の選考過程への参加を可能にする若しくはナショナル・リーダーを既参加青年から選出するために、内閣府が関係国と連絡する際に「望ましい」「推薦する」といった表現よりも強い言葉を使うことは可能でしょうか。(エジプト)

久津摩敏生参事官：私たちも選考のプロセスには既参加青年の皆さんがかかわった方が良く考えています。ただし、繰り返しになりますが、各国の考え方や情勢は異なっており、日本国政府からこうしてほしいと表明することは難しい側面もあります。そうとはいえ、今後の連絡に際してはより強い言葉を用いることも含め、検討したいと思います。

- 内閣府が各国の参加青年の選考プロセスの基本となるガイドラインを作ることはできますか。(スリランカ)

久津摩敏生参事官：既に選考プロセスに関する一定の基準は設けてありますが、一般的な表記となっています。もしより詳細なものを希望する場合は、やはり相手国との同意を前提とする必要があります。

- 2013年度に実施予定の「グローバルリーダー育成」事業に関して、プログラムが「世界青年の船」事業と深いかわりがあることについて言及することをお願いしたいです。またSWYAAが選考プロセスにより積極的にかかわることについても強調していただきたいです。(エジプト)

久津摩敏生参事官：はい、新しい事業も「世界青年の船」事業と深いかわりがあるということを明記するつもりですが、まだ詳細については決定していません。

- 内閣府が私たちに依頼していた「著名な既参加青年のリスト」についてですが、リストは会社の社長や国会議員、教授や王族などがふさわしいとありました。ブラジルではこのリストの作成が難しく、というのは、私たちのメンバーは事業参加時に学生であったことが多く、その後彼らは日本やヨーロッパなどへ留学に出てしまうことが多いのです。そしてブラジルの選考に関しては、有名なプログラムの参加者から選考するケースが多く、参加青年たちは一流大学で勉強していますが、著名かどうかの判断が難しかったです。(ブラジル)

久津摩敏生参事官：各国に著名な既参加青年のリストの提出をお願いしたのは、事業の成果として必要だったからです。確かに難しい部分もあったかと思いますが、できる範囲で取り組んでくださったこと

に感謝いたします。

- プロジェクトの目的について疑問に思っているということではなく、むしろとても良く理解しています。ただ、どのような人が「著名」でどのような人は「著名でない」のかの判断が難しかったと申し上げたかっただけなのです。(ブラジル)

- プログラムに入れていただきたいアイデアがあります。乗船していたとき、海外で新しいビジネスを立ち上げたいという相談を日本参加青年からだけでなく、ほかの国の青年たちからも受けました。海外で起業するということについて高い興味があると感じました。将来的なプログラムには「青年の起業」というテーマを組み入れたらどうでしょうか？(オマーン)

久津摩敏生参事官：貴重な御意見ありがとうございます。その時代のニーズに合わせた対応が必要だと考えており、御提案を含め、検討していきたいと思えます。2014年度の事業についても近いうちに専門家などを招いて検討する予定があるので、その際の参考にしたいと考えています。

- オマーン代表の提案に関連してですが、ディスカッションテーマについては、毎年同じようなテーマが出されていましたが、あれは内閣府から決められているのでしょうか？何か理由があって決められているのですか？(オーストラリア)

久津摩敏生参事官：コースの設定に関しては、毎年考えて決めているものです。

大橋副会長：少し背景的な情報を補足します。テーマ別のコース・ディスカッションは第17回「世界青年の船」事業から始まり、コーステーマについては、日本及び世界的に見て大切なテーマかどうかでも考慮しています。当初七つのコースで始まり、いくつかのテーマ、例えば環境、教育、異文化理解は毎年変わらず取り上げられていると思います。また参加青年たちがディスカッションに参加しやすいトピックかどうかでも考慮したり、ディスカッションの運営を担当する指導官やファシリテーターに適任者がいるかも考慮に入られます。また全体としての共通テーマは「青年の社会参加」となっており、経験の少ない青年であってもディスカッションに参加できるように大きく設定されています。各テーマによって、将来どんな活動をしていけるかを話すことが目的です。ただし、既参加青年としての意見は大

変貴重で、IYEOなどを通じて内閣府に向けた提案は是非してもらいたいと思っています。

- この会議の準備のために「東南アジア青年の船」事業の既参加青年とも意見交換をしました。タイの既参加青年からの提案で、予算規模を保ちながら、参加国数を減らして1か国当たりの参加青年の数を増やしたらどうかという意見があります。(カナダ)

久津摩敏生参事官：御提案ありがとうございます。こちら今後のプログラムを考える際の参考にします。

9. 内閣府特命担当大臣表敬訪問

森まさこ内閣府特命担当大臣は、子供たちへの支援活動や被災者支援など、本事業の各国事後活動組織による活発な事後活動に触れ、25年の事業を通じて強固な「人と人とのつながり」が築き上げられ、「世界青年の船の精神」が各国で大きく花開いてきたと感じていると述べるとともに、東日本大震災に対する各国からの多くの支援に対して、感謝の意を表した。また、本会議期間中に更なる連携と事後活動の活性化に向けて議論し、その成果を可視化することで本事業の価値をより広く示すことができるだろうと述べた。さらに、森大臣もこのような有意義な事業を続けられるよう力を尽くしたいと述べた。

その後、メキシコ代表のJose De Jesus Ruiz氏より各国代表者を代表して、お礼のスピーチがあった。

10. 議題2-SWYAA国際連盟憲章(案)の続き

大橋副会長よりSWYAA国際連盟憲章の草稿に関する背景の説明があり、25年間にわたる事業を経て、社会に「世界青年の船」事業の存在を示す時が来たと感じており、それは国際的な組織を作ることでは達成できないという話があった。また既に設立されている「東南アジア青年の船」事業国際連盟での経験から、国際的な組織として認められることのメリットについても話があった。さらに、もし代表者たちが同意するなら、IYEOは内閣府との連絡などをスムーズにするためにもSWYAA国際連盟の事務局業務を行う用意がある、という提案があった。

以下の議論が行われ、合意に達した。

- 会員の登録申請に際しては、SWYAA国際連盟の加盟国による投票(VSIR)で2/3の賛成を必要とする。承認されなかった申請については、その理由とともに連絡する。
- 議決権の行使は加盟国の責務の一つとする。

- 代表者たちは事務局を設置することに合意した。事務局はSWYAA国際連盟の運営に必要な事務局業務を担う。
- 加盟国の除名若しくは降格に関しては2/3の賛成を得る必要がある。
- SWYAA国際連盟は年に2回の議決会議を設ける。その時期は事務局によって決められる(基本的に5月と11月で変更がある場合は事務局が周知)。それ以外の緊急の議決会議は、加盟国の要請を受けたときに必要に応じて設けられる。
- 憲章の修正には2/3の賛成を必要とする。
- 各加盟国事後活動組織はこのSWYAA国際連盟のネットワークに2名の代表者を登録する。
- 加盟国は事務局からの要請に従い、SWYAA国際連盟に対して年次報告書を提出する義務を負う。
- 代表者たちは、SWYAA国際連盟の加盟国は年会費を支払うことに同意した。年会費はウェブサイトの管理などの事務局費用などに使われる。
- 上記の年会費については具体的な額を憲章に記載することで合意した。額については後ほど話し合う。

第4日目(2013年3月21日)

11. 議題2-SWYAA国際連盟憲章(案)の続き

スウェーデン代表のKarl-Grunnar Ingvar Eriksson氏の進行のもと、会議進行に伴うルールをいくつか確認した上で、以下の内容について話し合った。

- 代表者たちは、既存のSWYAA国際連盟代表者ネットワークをSWYAA間の情報共有のためのネットワークとして維持することに同意した。
- 代表者たちは、準加盟国が議題に対して意見を述べることはできるが、議決権は持たないものとするに同意した。また、準加盟国は「世界青年の船」事業に関する情報やSWYAA国際連盟に関する情報は受け取るが、事務局が守秘義務を必要とする判断した内容はこの限りではない。
- 準加盟国が年次活動報告書若しくは今後の年間活動計画書を提出することに代表者たちは同意した。
- SWYAA国際連盟に関する最高の意思決定機関はSWYAA国際連盟代表者会議(VSIR)とする。(第14条第1項)
- 代表者たちは、憲章(案)の第14条第2項を削除することに同意した。
- 代表者たちは、事務局長の任期について2年から3年に変更することに同意した。(第17条第3項)
- 施行規則については憲章を更に詳しく説明し定義するものとして、別条項に定める。
- 施行規則(添付資料)に関しては、特に以下のとおり話し合われた。

1. 用語の定義

- ・同窓会組織の会員は「世界青年の船」事業の既参加青年であり、それぞれの国の会員規定に基づいてSWYAAによって認められた者である。
- ・各国の報告書と活動計画書については別々の文書として提出することで同意した。

2. 加盟国の基準

- ・各国のSWYAAが適切に運営され、その国の日本国大使館とスムーズな連携、協力をしていくために、会長又は副会長のどちらかは自国に住んでいることを条件とする。
- ・「自国に在住する外国籍の既参加青年の会員規定について明記する」という表現について施行規則に加えることとする。また、その条件は正会員になるための必須ではなく、望ましい条件という扱いとする。

3. 加盟国の義務・責任不履行による罰則について

- ・加盟国が報告書の提出や年会費の支払い、議決権の行使などの義務を怠った場合には、施行規則に定めたとおりの罰則の対象となる。

4. 憲章修正のための議決方法について

- ・新たな加盟国の承認、準加盟国への降格、SWYAA国際連盟からの除名や憲章及び施行規則の変更などを含むSWYAA国際連盟に関するあらゆる重要な決定は、加盟国の2/3の賛成を得ることによって決定される。
- ・修正に関する提案が受け入れられ、次回の議決に諮られる前に、加盟国の1/3の賛同を得る必要がある。
- ・事務局長から提案された憲章の修正事項に関する提案に対しては、加盟国の1/3の賛同を事前に得る必要はない。

第5日目（2013年3月22日）

12. 議題2-SWYAA国際連盟憲章（案）の続き

- ・代表者たちは、SWYAA国際連盟憲章、第4条第2項に関し、「基本的な(general)」平等と権利の原則、という表現を使うことで合意した。
- ・施行規則の第2条第c項に「民主的、包括的かつ透明性のある」という表現を加えた。
- ・代表者たちは、各国SWYAAが会員所属の規定及び投票権を持つ会員の条件について決めるものと同意した。またこの内容をSWYAAのガイドラインの第4条第b項として、ガイドラインに加えた。
- ・代表者たちはSWYAA国際連盟憲章に関し、細かい表現的変更について3月末日までに提案し、2013年4月15日までに憲章の最終版を作成する。本会議に参加したSWYAA（28か国）については、正会員としての登録申請の第1次締め切りを8月15日、第2次締め切り

を12月15日とする。

- ・SWYAA国際連盟憲章の発効は2014年1月1日とする。
- ・代表者たちは、年会費に関して、組織の規模による会費設定ではなく、一律の会費設定をすることで同意した。
- ・SWYAA国際連盟の年会費はUS\$100.00若しくは10,000円とすることで合意した。
- ・SWYAA国際連盟の年会費の支払いは、次年度の支払いを前の年の12月15日から31日の間に行うものとする。ただし、これは前払いを妨げるものではない。
- ・SWYAAガイドライン及びその他の規定については、憲章と一致するように見直しを行うものとする。

13. 事後活動プロジェクトの提案

各国のSWYAA代表者たちは、それぞれが持ち寄ったプロジェクト案を発表し、ほかのSWYAAが今後協働する、又は、現地で同様のプロジェクトの実施若しくは現地に合う形に変えて実施するためのアイデアを共有し、話し合った。

既に実施されており、特に力を入れていく必要のある共通のプロジェクト

- ・既に実施されており、特に力を入れていく必要のある共通のプロジェクトの実施状況について共有し、各国SWYAAが各国での更なる実施に向け主体的に活動していくことが望まれる。
 - 1月18日の国際SWYデーを各国で同時開催（10か国が実施済み）
 - ホームステイ+1 プロジェクト
 - SWY World.netウェブサイトプロジェクト（10か国がSWYAAギリシャに活動を報告済み）
 - 既参加青年個人やSWYAAが企画した内容に関してウェブページに投稿できる。
 - 既参加青年個人やSWYAAが企画した内容に関してFacebookやTwitterなどで発信する際、#SWYppaや#HSplus1などのハッシュタグを使い発信する。
 - SWYAAウェブラジオ
 - One More Child Goes To Schoolプロジェクト（スリランカ）
 - Give Blood Give Lifeプロジェクト（ベネズエラ）
- ・各国の活動報告書をまとめる際に上記の活動に関する情報を含めるようにする。
- ・新しく提案されたプロジェクトは共通のプロジェクトとして実施する若しくは各国SWYAAの状況に合わせて現地で同様のものを実施する。又は、現地に合う形に変更を加えた上で実施することができる。

SWYAA国際連盟 協働プロジェクトとしての提案

SWYAA国際連盟のブランディング（イエメン）

代表者たちはSWYAA国際連盟の統一ロゴを使うことで同意した。各国のSWYAAは各自が既持っているロゴを継続的に使うことができるが、今後SWYAAで実施するプロジェクト、アクティビティ、イベントや、SWYAAに関する広報物には常にSWYAA国際連盟のロゴを使うものとする。SWYAAのロゴに関してはロゴコンテストを行い決定する。SWYAAイエメンがロゴコンテストのガイドライン作り、募集及び作品の応募受付などを担当する。投票は全SWYAA会員によってオンラインで行う。得票数が多かった三つの作品を内閣府に確認してもらう。また、同じロゴを「世界青年の船」事業でも使用するように提案する。

事後活動組織姉妹提携プロジェクト（メキシコ）

二か国の事後活動組織が合意書を交わし、連携を強化することで、社会貢献活動を継続し、両国の事後活動組織が参加・協力するプロジェクトを実現させることを目的とする。

SWYウィークエンド（メキシコ）

地元のコミュニティ・学校・大学から若手リーダーを選抜し、週末を使って、「世界青年の船」事業から学んだ価値観や道理について伝えていく。このプロジェクトでは、「世界青年の船」事業に参加する機会を得られなかった若者に、その精神を伝えていくことを目的とする。

ある国が主導し、ほかの国が貢献・協力できるプロジェクト

KIVAネットワーク（オーストラリア）

KIVAはマイクロファイナンスを行っている団体で、参加者は経済的な支援を必要としている個人への貸し付けをすることができる。個人が借りたお金を返していく過程で、支援者は貸したお金の使われ方を知ることができるとともに、受益者の成功を見ることが出来る。各国SWYAAがそれぞれKIVA SWYAAをスタートすることもできるし、既にあるKIVA SWYAA若しくはKIVA SWYのグループに参加することもできる。一度グループを立ち上げたら、メンバーを追加したり、FacebookやTwitterを使って広報活動をする事もできる。グループへの参加者は、どの個人に貸し付けをしたいかを選択できるが、多くの場合、「世界青年の船」事業の参加国に在住する個人を選んでいく傾向がある。このようにして、「世界青年の船」事業の精神を継続し、「世界青年の船」事業のコミュニティを広めていくことができる。

クラウドファンディングキャンペーン（英国）

目的：

Tupendane UKなど社会開発のプロジェクトを支援するために国内のクラウドファンディングキャンペーンを実施し資金を集める。

方法：

kickstarter.comやindiegogo.comなどのクラウドファンディングプラットフォームを使い、30～45日間のキャンペーンを実施する。その際Tupendane UKの目的や目指しているもの、そして集めたい資金額を明確にする必要がある。ファンドレイジングのパッケージとして、

- パワーポイントでの発表資料
 - 台本
 - 広報物
- などを用意する予定である。

ファンドレイジングのパッケージはUK SWYAAを通じて、学校やパブ、大学、コミュニティホールやその他の場所での広報に協力するボランティアに送られ、キャンペーンを実施し、人々にクラウドファンディングのプラットフォームを通じて寄付をしてもらう。このモデルはほかの国でも簡単に実施でき、国際的なファンドレイジングのキャンペーンとしても使うことができる。

宝箱プロジェクト（スペイン）

このプロジェクトは南三陸地域（宮城県）の仮設住宅で暮らしている女性たちが作った製品を売る手伝いを世界中でするというものである。このプロジェクトでは、東日本大震災で被災し、友人や家族を失った悲しみから再起し、惨状に立ち向かい、復興に向けて動こうとしている人々を支援することを目的としている。すべての収益はこれらの家族に送られる。

SWY Anniversary ビデオ（スペイン）

このビデオは、「世界青年の船」事業の25周年を祝い、各参加者に「世界青年の船」事業に込めた願いを表現してもらうために作る。ビデオは「世界青年の船」事業のウェブページや各SWYAAのウェブページなどに公開し、青年たちが「世界青年の船」事業の価値とともに社会で更に貢献していくことを後押しする。

「世界青年の船」事業後にコース・ディスカッション関連のプロジェクトを実施（エジプト）

目的：

1. 「世界青年の船」事業をより良くし、事後活動を

活性化させる。

2. 参加青年に「世界青年の船」事業から戻った後、船上でのコース・ディスカッションで経験したことに関連した事後活動に積極的にかかわってもらう。
3. SWYAAをプロジェクトに巻き込む。

アイデア：

1. 行動計画を実行した際には、「国際青年育成」に関連したカリキュラムのミニ・ディプロマを授与する仕組みを考える。
2. 「世界青年の船」事業終了後に実施するプロジェクトに関連したディスカッショングループを作る又はアクション・プランに沿った短い論文を提出する。

タイムライン：

1. 船上のコース・ディスカッションにおいて今後のアクション・プランを作り合意する。
2. 下船後4~5週間内に実践する。
3. 各国から関連トピックについて小さな論文を発表する。

What is Happinessプロジェクト(トルコ)

このプロジェクトは貧しい地域で暮らす子供たちや地震などの悲惨な経験をした子供たちに一人ではないことを感じてもらうプロジェクトである。彼らがいる学校などを既参加青年が訪ねるが、訪問前には文房具や学用品などの寄付を集めて持参する。参加者は子供たちとゲームをしたり、歌を歌ったりするほか、必ず「幸せとは何か」をテーマにして、彼らを幸せにする物に関する絵を描いてもらう。これらの絵はSWYAAトルコで回収し、ウェブサイトで展覧会を開催する。

貧困層の子供たちへのジョギングシューズ寄付プロジェクト(ブラジル)

アイデア：

中古の靴でまだ良い状態にあるものを社会事業の対象である貧しい子供たちに送り、スポーツに参加する機会を作ること。

方法：

各自が靴を1組ずつ寄付する。靴はトレーニングや競技には使えなくとも、まだ履いて使えるものとする。SWYAAブラジルは国内外の参加青年から靴を集め、ブラジリア地域のソーシャルワーカーに送ることを考えている。各国のSWYAAは靴を集めSWYAAブラジルに送るか、同様の活動を各国で立ち上げて参加することができる。

学校などへの中古PCの寄付プロジェクト(ブラジル)

アイデア：

古いコンピュータを回収し、もう一度使えるようにして施設に寄付する。SWYAAブラジルはコンピュータを回収し、ハードディスクをフォーマットし、規制のないソフトウェアをインストールし、壊れたパーツを修復して、それを必要とする施設に送る。各国SWYAAレベルでは、パソコンを探したり、パソコンを寄付又は受け取ることができる施設を探したりすることができる。

各国・各地域で実施するプロジェクト

- 1、2回しか事業に参加していない国の活動の活性化(スウェーデン)

目的：

SWYAAを組織していない国の既参加青年たちでSWYコミュニティに参加したいと思っている青年たちを巻き込み活性化させていく。

手順：

ステップ1：自分の国の周辺国で「世界青年の船」事業に参加したことはあるがSWYAAを持っていない国を特定する。

ステップ2：それらの国にいる既参加青年の情報をIYEOから受け取る。

ステップ3：Facebookや郵便、電話などあらゆる手段を使ってその国の既参加青年に連絡を取る。

ステップ4：自国のSWYAAで行っている活動やSWYAA国際連盟の動きについて紹介し、自国のSWYAAへの参加を誘うなど、改めてSWYコミュニティへの参加を促す。もしSWYAAに所属することを断られたら、SWYAAに関する情報を受け取るだけでも勤め、自分の参加している活動への参加を誘う。

ステップ5：もし、その国で一定の人数の既参加青年が動き出したら、SWYAA設立を提案し、支援していく。

ラマダンキャンペーン(オマーン)

イスラム教徒の聖なる月であるラマダンの時期に、様々なSWYAAのイスラム教徒たちで集まり、国内外の人々への募金活動や、献血活動を実施する。

孤児たちとの交流(オマーン)

SWYAAのメンバーで孤児院を訪問し、子どもたちと一緒にゲームなどのアクティビティをする時間を持つ。また、SWYAAのメンバーからの贈り物も用意する。

各国SWYAAでのプロジェクト

Bus for the World Youth (ペルー)

「世界青年のバス (BWY)」プログラムは第21回「世界青年の船」事業に参加したペルー団によって立ち上げられた事後活動で、バスを使って船と同じ信条のもとペルーを旅するというものである。「世界青年のバス」は、ペルー国内の貧困地域への寄付やボランティア活動などを通じて、参加者たちの社会に対する行動や社会におけるリーダーシップを促すものであった。2009年12月28日から2010年1月10日までの14日間にわたり、参加者たちはバスでリマからイカ(ピスコ、エルカルメン、フアカチナ)、アレキパ(アレキパ市と、カルフアンカと呼ばれるコルカ・キャニオンの近くの貧しい地区)、プノ(プノ市と、ウロス島、アマンタニ、テキーレとシクスタニ)と移動し、最終的にクスコ(クスコ市と、コリカンチャ、サクサイワマン、クエンコ、プカプカラ、タンボマチャイ、マラス、モライ、オラントイタンボとインカの小道からマチュピチュ)まで旅をした。それぞれの場所ですなかりを強め、文化交流を行い、旅行期間中に四つのコミュニティで音楽の演奏やワークショップの開催のほか、音楽、防寒具の提供や図書館への学用品の提供なども行うことができた。また、地元の人々と価値ある時間を共有できた。より詳しい情報はこちらのブログでも読むことができる。

www.bwyperu.blogspot.com

データの保管とウェブサイトの管理(スウェーデン)

キリマンジェロと自然国立公園の体験(タンザニア)
このプロジェクトでは、SWYAAタンザニアのメンバーがアフリカ最高峰のキリマンジェロ山の登頂という貴重な体験を支援する。参加者は世界において最も豊かな自然を持つ国立公園であるセレンゲティ国立公園やングロンゴロ保全地域などを訪れる良い機会を持つことができる。このプロジェクトに参加する人は、支援を必要としている人々のために何かを寄付する。各国SWYAAは青年若しくは会員にこのプログラムを広め、参加を促すことができる。参加者の状況によって、年に2、3回実施する予定である。

イオニア島でのリユニオン(ギリシャ)

8人乗りのボートで7日間の航海をし、イオニア海に浮かぶ四つのギリシャの島を巡る旅である。人口が限られているこれらの地域で、支援を必要としている人々に対して社会貢献活動も実施する。

選考方法に関する情報(メキシコ)

14. 閉会

すべての議題を終え、2012年度「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議は、2013年3月22日午後5時に閉会した。

導入

日本政府（内閣府）の主催事業である「世界青年の船」事業は、日本の青年の国際的視野を広げ、日本及び諸外国の青年相互の理解と友好を促進し、併せてその国際協調の精神と実践力を向上させ、もって国際社会の各分野で指導性を発揮できる青年を育成することを目的とする。さらに、文化・思想を始めとした多種多様性を有する国際社会の縮図となる「世界青年の船」での共同生活・活動という具体的かつ実践的な経験の場を提供することを通じ、世界中の青年同士の人的ネットワークの構築や共同活動の促進など、人材育成という観点から目に見える形での国際貢献に寄与することを目指す。

「世界青年の船」事後活動組織憲章の前身となる「世界青年の船」事後活動組織合意書（東）は1996年1月まとめられ、「世界青年の船」事業東廻り13か国が合意の署名をした。「世界青年の船」事後活動組織合意書（西）は「世界青年の船」事業西廻り14か国が1997年1月に合意の署名をした。

2005年にすべての事後活動組織が共通の目標を持って活動に取り組むことを目的として、二つの合意書（東）と（西）は「世界青年の船」事後活動組織憲章という統一の憲章にまとめられた。

「世界青年の船」事後活動組織憲章は2013年4月15日に「世界青年の船」国際連盟憲章に改定され、「世界青年の船」事業既参加青年東京連絡会議に参加した28か国が署名した。

「世界青年の船」事後活動組織憲章は2014年1月1日に施行される。

序文

「世界青年の船」事業で培われた精神を継続させることを目的に、各国で既参加青年のための組織が設立されている。「世界青年の船」国際連盟は「世界青年の船」事業で培われた文化理解、国際協力、国際平和の実現に向けてのリーダーシップ精神を推進し、支援している。

第1章：使命、目標、任務

第1条

我々の共通の使命と目標

1. 「世界青年の船」事業の既参加青年のネットワークを継続すること。
2. 加盟各国の友好関係を継続し、連携を強化すること。

3. 自国及び国際社会に貢献する活動に取り組むこと。
4. 自国及び加盟国において、社会に貢献するリーダーを育成すること。
5. 青少年分野を担当する自国政府との連携強化を図ること。
6. 加盟国の大使館との連携強化を図ること。特に日本大使館との連携強化を図ること。
7. 日本人のコミュニティとの関係を深めること。

第2条

我々の共通の任務

1. 地域若しくは世界規模で社会貢献、ボランティアの取組、発展的な取組につながるような活動を企画すること。
2. 自国の会員のネットワークを強化すること。
3. 自国の会員及び「世界青年の船」国際連盟加盟国間で情報交換を強化すること。
4. 日本大使館とのコミュニケーションを図り定期的に活動報告をすること。
5. 「世界青年の船」事業の既参加青年と新しい参加青年とのコミュニケーションを図ること。
6. これから「世界青年の船」事業に参加する青年を支援すること。
7. 既参加青年の正確な情報を把握し、保管すること。

第2章：原則

第3条

1. この組織の名前を「世界青年の船」国際連盟（Ship for World Youth Alumni Association International）とし、その略称をSWYAA国際連盟又はSWYAA Internationalと定める。
2. 「世界青年の船」国際連盟は認められた「世界青年の船」事後活動組織（SWYAA）で構成される団体である。

第4条

「世界青年の船」国際連盟の基本原則を以下のとおり定める。

1. 「世界青年の船」国際連盟は
 - a. 非政府組織である。
 - b. 非営利組織である。
 - c. 非政治組織である。
 - d. 非宗教の組織である。
2. 「世界青年の船」国際連盟はそのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
3. 「世界青年の船」国際連盟の加盟国は、この憲章に

示されている義務を果たさなければならない。

第3章：加盟国

第5条

加盟国の基本的条件

1. 「世界青年の船」国際連盟の加盟国は、「世界青年の船」事業に参加し、事後活動組織が設立されている国であること。
2. 各国は「世界青年の船」国際連盟に一つの事後活動組織（正式加盟又は準加盟）しか正式に登録することができない。
3. 加盟国になるための手順については、別途定める施行規則（IRR）に示される。（別添A）
4. 加盟国の正式認定、降格、除名については、加盟国によって決議される。詳細については施行規則に示される。
5. 加盟国は役員の交代があった時には事務局に連絡をしなければならない。

第6条

正式加盟国

1. 「世界青年の船」国際連盟に正式加盟できる団体は、別に定める「世界青年の船」事後活動組織ガイドライン（別添B）に沿って正式に設立した「世界青年の船」事後活動組織のみである。
2. 正式加盟国は「世界青年の船」国際連盟の定める使命と目標の達成のために積極的に努力しなければならない。
3. 正式加盟国は役員2名を「世界青年の船」国際連盟代表者ネットワークに登録する責任がある。
4. 正式加盟国は「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議において一国一票の議決権を持つ。
5. 正式加盟国は事務局が発信する「世界青年の船」事業及び「世界青年の船」国際連盟に関連したすべての公式の情報を受け取る権利がある。
6. 正式加盟国はSWYAA国際大会を主催する権利がある。
7. 正式加盟国は事務局の要請に応じて年間活動報告書を提出する義務がある。
8. 正式加盟国は1万円又は100米ドルの年会費を支払う義務がある。この年会費は前年の12月15日から30日の期間に支払うものとするが、これは前払いを妨げるものではない。

第7条

準加盟国

1. 「世界青年の船」事業の同窓会グループは、「世界青年の船」国際連盟の準加盟国として登録することができる。

2. 準加盟国は「世界青年の船」国際連盟代表者ネットワークに入ることができるが、「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議における投票権はない。
3. 準加盟国は事務局が発信する「世界青年の船」事業及び「世界青年の船」国際連盟に関連した限られた公式の情報を受け取ることができる。
4. 準加盟国は年間活動報告書及び／又は活動計画書を提出することが望ましい。

第8条

非加盟国の既参加青年

1. 「世界青年の船」事業に参加をしたが、いかなる同窓会グループも結成されていない国は非加盟国となる。
2. 非加盟国に所属する個人の「世界青年の船」事業既参加青年は、SWY New(機関紙)及び「世界青年の船」事業に関連したメーリングリストを通じて、「世界青年の船」事業及び「世界青年の船」国際連盟に関連した情報を受け取ることができる。

第9条

「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国は以下の__か国とする。

1. aa
2. bb
3. cc

「世界青年の船」国際連盟の準加盟国は以下の__か国とする。

1. aa
2. bb
3. cc

第10条

年間活動報告書

1. 年間活動報告書は翌年の1月末までに事務局へ提出すること。
2. 年間活動報告書の形式は「世界青年の船」国際連盟で定められたテンプレートに従うこと。
3. 年間活動報告書のテンプレートは12月に事務局から提供される。

第11条

1. 「世界青年の船」事業機関誌「SWY News」は内閣府が発行し、日本青年国際交流機構（IYEO）が編集する。
2. 各国事後活動組織は、「SWY News」のために、依頼に基づいて少なくとも一つ、記事を提供する努力をすること。

第4章：SWYAA国際大会

第12条

基本的ガイドライン

1. SWYAA国際大会はIYEOと「世界青年の船」国際連盟が主催し、実施国のSWYAAが共催と運営をする。
2. SWYAA国際大会は事後活動協議会と同時開催される。
3. 「世界青年の船」事業の既参加青年とIYEOの会員は、誰でもSWYAA国際大会に参加することができる。

第13条

SWYAA国際大会の主な目的

1. 参加国や参加回の異なる「世界青年の船」事業の既参加青年が出会う機会を提供し、意見交換を通じて国際ネットワークの強化を図る機会とする。
2. 既参加青年が訪問国の文化と人々を知る機会とする。
3. 既参加青年がボランティア活動に参加し、社会貢献活動に参加する機会を提供する。
4. 世界各国で実施されている事後活動について情報交換をする機会とする。
5. SWYAA国際大会の開催や参加を通じてSWYAAの活性化を図る。

第5章：議決機関

第14条

1. 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議が最高決定機関である。
2. 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議は原則として「世界青年の船」国際連盟代表者ネットワーク上で開催される。
3. 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議はこの憲章にある内容について再考し、提言又は決定をすることができる。
4. 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の決議は加盟国の3分の2の議決をもって可決する。
5. 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の決定は、各国SWYAAの自決権と独立の権利を侵害してはならない。
6. 各国の事後活動組織は会長から副会長又は事務局長の議決権の順番について、「世界青年の船」国際連盟への登録の際に決定し、事務局に報告しなければならない。また、年間活動報告書に最新の情報を掲載しなければならない。

第6章：事務局

第15条

基本的な規則

1. 事務局は「世界青年の船」国際連盟の総務を担う。
2. 事務局はIYEOに設置する。
3. 事務局には事務局長、事務局次長と事務局が必要とする役割を置く。

第16条

事務局の役割は以下の通りに定める。

1. 「世界青年の船」事業及び「世界青年の船」国際連盟に関連した情報を集約し発信する。
2. 加盟各国の年間活動報告書を回収し、その管理をする。
3. 会計管理をし、年に1回、「世界青年の船」国際連盟加盟国に会計報告をする。

第17条

任期

1. 事務局長と事務局次長は「世界青年の船」事業の既参加青年でなければならない。
2. 事務局長と事務局次長は「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議を通じて、「世界青年の船」国際連盟に承認されなければならない。
3. 事務局長と事務局次長の任期は3年とし、再任を妨げない。

第7章：会計

第18条

基本的な規則

1. 「世界青年の船」国際連盟の収入源は加盟国の会費と寄付である。
2. 上記以外の寄付、特別収入、協賛金の受取については「世界青年の船」国際連盟の目的を脅かすような条件や果たさなければならない責任がないことを確認するために事務局で検討する。
3. 「世界青年の船」国際連盟の収入は事務局で必要な経費に支出することができる。
4. 「世界青年の船」国際連盟の収入は「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の決定に基づいて、「世界青年の船」国際連盟の共通活動に支出することができる。

第19条

「世界青年の船」国際連盟の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

付則

「世界青年の船」国際連盟への登録は「世界青年の船」事業への招へいとは関連しない。

施行規則（別添A）

第A-1条：「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の規定

- 以下の議決は正式加盟国の3分の2以上の議決をもって可決する。
 - 「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国への承認。
 - 「世界青年の船」国際連盟の加盟・準加盟の立場の降格。
 - 「世界青年の船」国際連盟からの除名。
 - 「世界青年の船」国際連盟憲章の改正。
 - その他、加盟国が提案した議題の承認。
- 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議は原則として1年に2回（5月と11月）に実施する。時期の変更がある場合は、事務局が1月に連絡をする。
- 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の投票期間は7日間とする。
- 事務局は「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の特別会議の開催を要求することができる。
- 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議への議題は、審議のために、会議開催の30日以上前に事務局へ提出すること。

第A-2条：正式加盟国の条件

- 「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国になるためには、SWYAAは以下の要件を満たさなければならない。
 - 規約又は憲章がある。
 - 選任され、任期の定められた役員として、会長1名、副会長が少なくとも1名、事務局長及び／又は会計係が1名いること。
 - 民主的で、包括的で、透明性のある選任プロセスがあること。
 - 会長又は副会長が自国に在住していること。
 - SWYAAの会員になるための明確なプロセスと条件があること。
- 「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国申請のために、SWYAAは以下の要件を満たしていることが望ましい。
 - 社会貢献活動を実施していること。
 - 調停と懲戒処分に関する規定があること。
 - 年間活動報告書を提出し、会員の最新の情報を提供できること。
 - 「世界青年の船」事業の新しい参加青年を支援し、出発・出航前の研修に関わっていること。
 - 自国の日本大使館、青少年団体、政府機関（該当があれば）と関係があること。
 - 自国の出身ではない既参加青年に対する入会規約を検討していること。

- 「世界青年の船」国際連盟の加盟国承認の流れ（正式加盟・準加盟）
 - 事務局が用意する申請書を記入する。
 - 少なくとも2か国の正式加盟国から推薦を得る。
 - 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議開催の少なくとも30日前に申請書と推薦書を事務局に提出する。
 - 加盟の承認の可否は次の「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議で決議される。

第A-3条：加盟国としての任務や責任を果たさなかった場合の措置と罰則

手順

- 第1項：年間活動報告書の提出又は年会費の支払いが滞った場合の罰則を以下のとおり定める。
- 事務局から警告を出し、SWYAAは3か月以内に応じることとする。
 - 3か月経っても対応がされなかった場合は、該当国は次の「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の投票権を失うと同時に、投票により降格すべきと判断される可能性がある（正式加盟国から準加盟国へ）
 - 降格となった場合、再び正式加盟国になるためには再申請の手続きを取らなければならない。
 - 降格とならなかった場合は、次の「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議から議決権を得る。

罰則

- 第2項：「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議の投票に応じなかった場合の罰則を以下のとおり定める。
- 投票に応じなかった場合、事務局から警告を出す。
 - 次の代表者議決会議でも投票に応じなかった場合、その次の代表者議決会議で投票により降格すべきと判断される可能性がある。

第A-4条：憲章改正のための投票の手順

- 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議開催の少なくとも30日前に事務局に議題を提案する。
- 提案は最終的な投票に持ち込む前に、正式加盟国の3分の1の承認を得なければならない。
- 最終的な議決は、次の「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議で実施される。
- 提案には現在の憲章に記されている表記と、改正内容に関する説明を必要とする。新しい条項の場合は、何章の何項に該当するのかを明記すること。
- 憲章の改正を提案できるのは正式加盟国のみとする。
- 事務局が憲章の改正を提案する場合は、3分の1の承認を得る必要はない。

第A-5条：用語と定義

用語(アルファベット順)	定義
Alumni group/ 同窓生グループ	自国に「世界青年の船」事後活動組織(SWYAA)を設立していない国における「世界青年の船」事業の既参加青年のグループ。
Alumni member/ 同窓生	自国のSWYAAの規約に従って会員と認められた「世界青年の船」事業の既参加青年。
Annual country report/ 年間活動報告書	各国のSWYAAが提出する、その国における1年間の活動や実施事業が記録された公式資料。
Charter/ 憲章	「世界青年の船」国際連盟の在り方や履行すべきことなどについての基本的なルールが記載されている文書。
Conference for Post-Program Activities/ 事後活動協議会	SWYAA国際大会開催期間中に実施される、事後活動について話し合う会議。
Former participants/ ex-participating youth (ex-PYs)/ 既参加青年	「世界青年の船」事業を修了し、日本国政府内閣府より修了証を授与された個人。
Future activity plan/ 活動計画書	各国のSWYAAが提出する、今後の活動の提案や具体的な活動計画が書かれた公式資料。
Home country/ 自国	事後活動組織が属する国。
International Youth Exchange Organization of Japan (IYEO)/ 日本青年国際交流機構	日本国政府内閣府が主催する青年国際交流事業に参加した日本人の既参加青年のための事後活動組織。
Post-program activities/ 事後活動	「世界青年の船」事業に参加した後に、既参加青年がかかわることが期待されている社会貢献活動。
Secretariat/ 事務局	「世界青年の船」国際連盟の総務と会計の役割を担う事務局。
Secretary General/ 事務局長	自国のSWYAA又はSWYAA国際連盟の運営のための事務局責任者。事務局長は有給の場合も無給の場合もあり得る。
Ship for World Youth (SWY) program/ 「世界青年の船」事業	世界の青年の友好と協調と理解を深めることを目的とした日本国政府内閣府が主催する国際青年交流事業。
Ship for World Youth Alumni Association (SWYAA)/ 「世界青年の船」事後活動組織	自国の「世界青年の船」事業の既参加青年が結束して積極的に社会貢献活動にかかわることを目的に作られた組織。
Ship for World Youth Alumni Association International (SWYAA International)/ 「世界青年の船」国際連盟	加盟を承認された「世界青年の船」事後活動によって構成される国際組織。
SWYAA International Representatives Network/ 「世界青年の船」国際連盟代表者ネットワーク	「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国及び準加盟国で構成されるメンバーリスト。
SWYAA Global Assembly (SWYAA GA)/ SWYAA国際大会	年に一度開催される「世界青年の船」事業の既参加青年のための公式同窓会。
Voting Session of SWYAA International Representatives (VSIR)/ 「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議	「世界青年の船」国際連盟の正式加盟国に指名された各国の代表が、提案された議題について協議し、議決を取る公式な場。

第B-1条：基本的役割

1. 「世界青年の船」国際連盟憲章に基づいて、様々な社会貢献活動に寄与する。
2. 自国の会員の正確なデータベースを維持管理し、変更があった場合は「世界青年の船」国際連盟事務局へ連絡する。
3. 年間活動報告を提出し、機関誌「SWY News」に協力する。
4. 国内機関誌を定期的に発刊し配布する。機関紙のコピーを「世界青年の船」国際連盟事務局へ提供する。
5. 様々なコミュニケーション手段を利用して「世界青年の船」国際連盟加盟国の連絡体制を構築する。
6. 自国SWYAAの公式ホームページを1つ作成する。
7. 新参加青年の選考及び／又は準備と事前研修に協力する。

第B-2条：組織構成

1. 各国のSWYAAは自治権をもち、独立している。
2. 各国のSWYAAには民主的で、包括的で、透明性のあるプロセスで選任された会長1名がいること。
3. 各国のSWYAAには副会長1名又は2名と事務局長及び／又は会計係を選出するのが望ましい。
4. 会長又は副会長が自国に在住していること。
5. 各国のSWYAAは「世界青年の船」国際連盟代表者ネットワークに登録する代表2名を選出すること。そのうち1名は会長で、もう1名は副会長又は事務局長であることが望ましい。
6. 各国のSWYAAはその国の「世界青年の船」事業既参加青年や、自国の国籍を保持又は自国に居住している既参加青年から会員を募る努力をすること。会員には3種類ある。
 - a. 「世界青年の船」事業の既参加青年
 - b. 内閣府が主催する他事業の既参加青年
 - c. 事後活動組織の活動のボランティア

第B-3条：管理体制／各担当

1. 会長の役割
 - a. 自国のSWYAAを代表するとともに、自国のSWYAAの統括に責任を持つ。
 - b. 国を代表して「世界青年の船」国際連盟代表者議決会議に参加する。
 - c. 国内の会員による社会貢献活動を活性化させる。
 - d. 日本大使館、「世界青年の船」国際連盟事務局、他国のSWYAAと連絡を取り合う。
 - e. 必要に応じて副会長や事務局長に任務を委任する。

- f. 全ての記録を保管し、次の会長へ引き継ぐ。
- g. 新しい役員が選出された際は、新しい役員名簿を事務局に連絡する。

2. 副会長の役割

- a. 会長の補佐業務を行う。
- b. 会長が役割を果たせない際には、その代役を務める。

3. 事務局長の役割

- a. 会員の正確、かつ最新のデータを管理し、更新する。
- b. 情報を受け取り、自国の会員に伝える。
- c. 自国のSWYAAの活動記録を取る。

4. 会計の役割

会計の主な業務とは、自国のSWYAAの経理一般の管理である。その具体的な業務内容は以下の通りである。

- a. 会費の徴収
- b. 会計管理と会計報告
- c. 「世界青年の船」国際連盟の年会費の支払い

第B-4条：会員と資格剥奪

1. 「世界青年の船」事業を修了すると、すべての既参加青年は自動的に自国のSWYAAの会員となる資格を得られる。
2. 各国のSWYAAが自国の会員規則と投票権について決定する。
3. 「世界青年の船」事業の原則として、SWYAAの国内での問題は、他で議論をされることはないが、以下のSWYAAの会員資格剥奪についてはきちんと検討されるべきである。
 - a. 既参加青年は以下のような一定の事由に基づく場合のみ自国のSWYAAの会員資格を剥奪される。
 - 1) 重大な犯罪による有罪判決
 - 2) 各国の關係に甚大な被害を与えるような行為
 - 3) 「世界青年の船」事業、SWYAA又は「世界青年の船」国際連盟の印象を傷つけるような行為
 - 4) 人種差別
 - 5) 深刻なハラスメント（セクシャルハラスメントを含む）
 - b. SWYAAの会員資格剥奪の決定は、いかなる個人で決められるものではなく、該当する国のSWYAAの役員の3分の2以上の投票によって決められる。

- c. 参加資格を剥奪されるような会員が生じたSWYAAは、事件の詳細とともに行われた手続きについて、直ちに「世界青年の船」国際連盟事務局に報告しなければならない。
- 4. SWYAAの資格を剥奪された既参加青年は、その国のSWYAAの役員の3分の2以上の投票を得た場合に、再度、資格を得ることができる。
- 5. 自国のSWYAAの資格を剥奪された場合でも、「世界青年の船」事業の既参加青年であるという立場は変わらない。
- 6. 自国のSWYAAの資格を剥奪された既参加青年は、SWYAA国際大会に参加することができない。

Ship for World Youth Alumni Association

Tokyo Conference for the Ex-Participating Youth of SWY Program 2013 (FY2012)

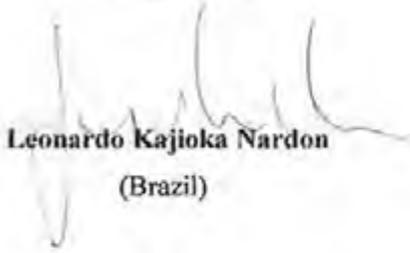
WE HEREBY affirm and attest the content of the Minutes of the conference.



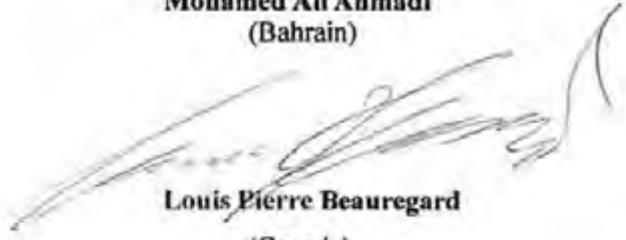
Zhen Dan Bao
(Australia)



Mohamed Ali Ahmadi
(Bahrain)



Leonardo Kajlioka Nardon
(Brazil)



Louis Pierre Beauregard
(Canada)



Karla Marion Cortes Jopia
(Chile)



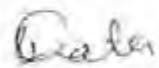
Alonso Andres Villalobos Laurent
(Costa Rica)

on behalf of EASWY
Managing Board:
with

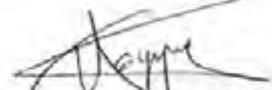
Vitta Abdel Rehim Ibrahim Ahmed
(Egypt)



Margarita Chattin
(Ecuador)



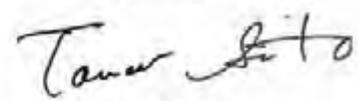
Prem Lata
(Fiji)



Konstantinos Tsigkaras Konstantinidis
(Greece)



Ravi Chopra
(India)



Tamae Saito
(Japan)



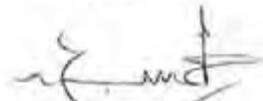
David Warobi Mbatia
(Kenya)



Jose de Jesus Ruiz
(Mexico)



Dana Jane MacDiarmid
(New Zealand)



Ahmed Alhooti
(Oman)

Gina Pamela Pancorbo
(Peru)

Almudena Ramos Martin
(Spain)

Karl-Gunnar Ingvar Eriksson
(Sweden)

Lokuvalu Leha
(Tonga)

Nasser Mohammed Al Zaabi
(United Arab Emirates)

Edwin Enrique Solorzano Castillo
(Venezuela)

Patrick Paul Amao
(Solomon Islands)

Nipuna Tharuka Wachehi Hannadige
(Sri Lanka)

Kissini Steven Kissui
(Tanzania)

Gul Eksi
(Turkey)

Dylan George Butler
(United Kingdom)

Yousef Abdulkarem Abo Taleb
(Yemen)

**Ship for World Youth
Alumni Association (SWYAA)
Activity Report 2012**